

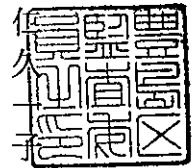
掲
示
済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成21年度定期監査（学校監査）結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

平成23年9月14日

豊島区監査委員
同
同
同

山 木
鳴 川
増 田
永 野
智 恵 裕



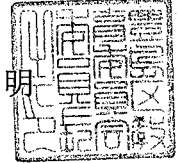
掲 示 期 間
自 9 月 14 日
至 9 月 28 日

23豊教総発第1115号
平成23年8月24日

豊島区監査委員 様

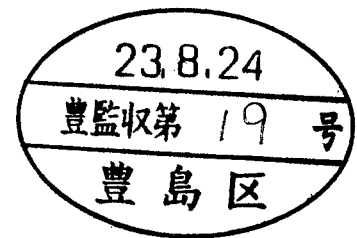
豊島区教育委員会

委員長 清田



平成21年度定期監査（学校監査）結果の報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



**平成 21 年度定期監査（学校監査）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 6 意見</p> <p>1. 就学前の幼児の保育と教育について</p> <p>区立幼稚園については、平成 19 年度の監査において、今後の幼児教育や公私の役割分担を踏まえた区立幼稚園のあり方及び幼保一元化等について検討を進めるよう意見を述べてきたところである。</p> <p>平成 21 年 5 月 1 日現在の園児数は、3 園合計で 4 歳児が 57 名、5 歳児が 67 名となっており、定員に対する充足率はそれぞれ 63%、74%である。監査時点における平成 22 年度の予測園児数は、4 歳児が 42 名（47%）、5 歳児が 61 名（68%）となり、引き続き大幅な定員割れが想定されている。</p> <p>一方、保育に欠ける子どもを預かる保育園は、経済状況悪化の影響や女性の社会進出への希望などにより待機児童が急激に増加している。本区における平成 19・20・21 年の各 4 月 1 日現在の待機児童数は、31 名、58 名、122 名と急激な増加の傾向にある。</p> <p>こうした状況の中で、区として子ども家庭部、教育委員会をはじめ全庁的に就学前の子どもの保育と教育について、私立幼稚園、保育園のあり方を含め、総合的に検討されたい。</p> <p>なお、区立幼稚園で平成 20 年度の新規事業としてスタートした「区立幼稚園園児幼児期道徳性育成事業」については、昨今の小 1 プロblem 対策にもつながることから、私立幼稚園や公私立保育園での実施について、私立幼稚園に対する補助のあり方をも含め検討されたい。</p>	<p>1. 就学前の幼児の保育と教育について</p> <p>幼児教育の中核を担う区内の幼稚園については、区立が 3 園、私立が 16 園（平成 22 年 7 月 1 日現在）あるが、少子化や保護者の就労による保育所需要の増加などにより、昭和 40 年代後半から園児数は減少し続けている。特に近年、区立 3 園の園児数は著しく減少し、平成 14 年に決定した「区立幼稚園の存置基準」の適用には至らないものの、平成 22 年度の充足率は 56.1%にまで落ち込んでいる。</p> <p>教育委員会としては、近年の子どもの育ちに係る諸課題と幼児期からの教育の重要性に鑑み、幼児教育機関として幼稚園の役割は益々重要になっていることを確認し、平成 22 年 3 月に策定した「豊島区教育ビジョン 2010－豊島区教育振興基本計画－」において、「幼児教育の充実」を重点施策に掲げたところである。</p> <p>さらに、平成 22 年度には、子ども家庭部との連携による「区立幼稚園のあり方検討会議」において、幼児を抱える保護者のニーズを探るためアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ 11 月に報告書をまとめた。報告書では、これからの幼児教育の方向性、区立幼稚園の位置付け及びが抱える諸課題への対応策を具体的に示している。</p> <p>その結果、平成 23 年 6 月から区立幼稚園における「預かり保育」を開始した。</p> <p>この間、区教委の動向及び区立幼稚園における事業成果等については、区内私立幼稚園並びに保育所に対し適宜情報提供等を行ってきたが、今後も区全体の幼児教育のさらなる向上を目指し、協同して取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">【教育総務部教育総務課】</p>
	<p>所管部課： 教育総務部教育総務課</p>

**平成 21 年度定期監査（学校監査）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 6 意見</p> <p>2. 日常会話のできない外国人児童・生徒への対応について</p> <p>近年、中国をはじめ各国からの外国人児童・生徒が、小学校や中学校へ転入する事例が増加している。こうした児童・生徒の中には、日本語が全く話せない者も多く、授業が理解できずまた日常のコミュニケーションもおぼつかないなど現場の学校では対応に苦慮している。</p> <p>区立小学校では、豊成小学校に 2 学級、池袋小学校に 1 学級の日本語学級を設置しており、平成 21 年 5 月 1 日現在、52 名の児童が日本語の習得に励んでいる。このうち 1/4 程度は全く日本語が話せない児童である。</p> <p>教育委員会では、外国人の児童・生徒に学校からの要請に応じて年間 32 時間を限度として指導協力者（通訳）派遣を実施し、平成 20 年度は幼稚園、小学校、中学校で 61 名がその対象となっているが、授業の通訳が主な内容であり、日常会話の習得は目的となっていない。また、教育センターにおいて、外国等から転（編）入学した幼児・児童・生徒に対して日本語指導及び学校生活への適応指導を実施しているが、増大する需要に対して十分な対応ができていない状況にある。</p> <p>学校現場では、日本語ができない外国人児童・生徒の生活面を含めた自立や心のケアを求めており、そのためには日常的な日本語の習得が不可欠である。</p> <p>今後、教育委員会においては現場の実態や要望に即した対策を早急に講じられたい。</p>	<p>2. 日常会話のできない外国人児童・生徒への対応について</p> <p>教育センターでは、平成 21 年度に中国語を母語とする非常勤職員（中国人）を 1 名雇用した。職員には、通訳業務の他に日本語指導業務や学校からの要請を受け、外国人児童・生徒及び保護者への対応等を実施している。</p> <p>また、平成 22 年度には、日本語指導教室での指導内容等の専門性を高めるため、資格を有する日本語指導経験者を臨時職員として 1 名雇用した。平成 23 年度には、臨時職員を非常勤職員として雇用する。さらに、平成 22 年度から日本語指導教室と学習院大学文学部日本語日本文学科との連携による指導教材等の共同開発や指導法の改善に取り組んでいる。</p> <p>今後、現場の実態や要望を踏まえ、より一層、日本語指導の専門性向上と計画的、継続的な指導の実現に尽力していく。</p> <p style="text-align: right;">【教育総務部教育指導課】</p>
	所管部課： 教育総務部教育指導課

**平成 21 年度定期監査（学校監査）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 6 意見</p> <p>3. みらいチャレンジスクール支援事業について 区立小・中学校では、これまでの「プロポーザル制度による特色ある学校づくり推進校事業」を発展させ、今年度より「みらいチャレンジスクール事業」がスタートしている。この事業は、子どもや保護者、地域の期待にこたえる魅力ある学校づくりをめざし、チャレンジする学校を支援し、未来の学校の成長につなげることを目的にスタートしたところである。各校では学校や地域の特性に合わせた取り組みがなされ、「地域・大学との連携」、「学力向上」、「体力向上」、「道德教育」などのテーマで研究が進んでいる。</p> <p>平成 21 年度においては、小学校全校で事業をスタートさせたが中学校では1校のみの実施となった。事業の実施にあたっては、成果指標を設定することが求められており、数値化が困難な目標も見受けられ、各校においても試行錯誤といった状況にある。</p> <p>今後、教育委員会においては、各校での1年間の事業実施の検証を踏まえ必要な改善を図るとともに、より多くの学校でより効果的な取り組みができるよう工夫されたい。</p>	<p>3. みらいチャレンジスクール支援事業について 平成 21 年度からスタートしたみらいチャレンジスクール支援事業は、指定校を募集し、指定期間を3年間として、継続的に各校が特色を生かした魅力ある学校づくりを、26校（園）で展開しているところである。</p> <p>指定校は、取り組みの成果については、ホームページに掲載する等で公表することになっているが、平成 22 年度は、富士見台小学校において、地域との連携について地域・保護者・学校が地域フォーラムの場で発表を行っている。</p> <p>本事業については、指定校の指定期間が平成 23 年度で終わることから、これまでの事業実施の検証を踏まえ、平成 24 年度に向けて、類似事業との統合や効果的な取り組みができるよう見直しを図る予定である。</p> <p style="text-align: right;">【教育総務部教育指導課】</p>
	<p>所管部課： 教育総務部教育指導課</p>

**平成 21 年度定期監査（学校監査）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 6 意見</p> <p>4. 中学生の地域防災活動への参加について</p> <p>現在、区立中学校で実施している普通救命講習については、防災課の予算により所轄の消防署の指導のもと総合的学習の時間の中で実施され、生徒は救命活動の技能を習得している。</p> <p>一方、地域防災訓練は地域住民の高齢化が進み、参加者数も伸びない状況にあり、地域防災力を維持することが難しい状況になってきている。</p> <p>いつ発生するか分からない災害に対して、日常地域の学校にいる中学生の存在は貴重である。体力的にも行動力の面でも優れている中学生が救援センターや地域で救命活動等に携わることは、地域との関わりや地域への愛着心にもつながるものであり、将来の地域の担い手としても期待される場所である。</p> <p>こうしたことから、防災教育の一環として、中学生の普通救命講習については教育委員会が主体的に予算化し、実施するとともに、地域防災組織と協議、連携し、地元の中学生を地域防災訓練等へ積極的に参加させることも含め検討された。</p>	<p>4. 中学生の地域防災活動への参加について</p> <p>中学生の地域防災活動への参加については、平成 22 年度は、駒込中学校が地域防災活動へ参加し、地域の防災に貢献する意欲や意識を高めている。</p> <p>平成 23 年度は、千川中学校が豊島・池袋消防署が実施する「中学生ミニポンプ（D級）体験学習」に参加の予定である。</p> <p>内容としては、生徒がミニポンプのエンジンの始動・ホース延長・放水までの一連の行動を学び、非常時の際に取るべき行動を体得させる。地元町会等の指導の下、ミニポンプを体験することは、中学生の地域に貢献する意欲を高めるとともに、将来の地域防災に担い手を育成することになると考えている。</p> <p>今後、防災課及び豊島・池袋消防署が実施するこうした取り組みを他の中学校にも普及・拡大できるように努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【教育総務部教育指導課】</p>
	<p>所管部課： 教育総務部教育指導課</p>

**平成 21 年度定期監査（学校監査）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 6 意見</p> <p>5. 竹岡健康学園のあり方について</p> <p>竹岡健康学園については、平成 13 年 4 月に今後のあり方の検討がなされ、すでに 8 年を経過している。この間 8 区において健康学園が廃止された結果、現在本区を含め 4 区のみが設置している状況となっている。</p> <p>監査時点における学園の児童数は、定員 60 名に対し 19 名（31.7%）であり、在園児童の主な入園理由は、肥満が 9 名、偏食が 5 名、喘息が 4 名、虚弱が 1 名である。</p> <p>学園設置当時より、児童の健康状況や区内の大気汚染等の状況も含め、健康学園存立の背景は大きく変化している。また、学園は小学校 3 年生以上を対象として、区外に設置した教育施設であり、卒園児の中学校における健康対策との連携は図れていない状況にある。</p> <p>竹岡健康学園については昨年度の定期監査報告の中で意見を述べているが、本年においても状況は変わっていない。監査時における教育委員会の説明では、現在改訂作業中の「豊島区教育ビジョン」の中で学園のあり方について検討の方向性を示すとしているが、長年の懸案事項であり早期に結論を出されるよう要望する。</p>	<p>5. 竹岡健康学園のあり方について</p> <p>竹岡健康学園のあり方については、平成 22 年 3 月に策定された「豊島区教育ビジョン 2010」において、『健康教育の先進校における取り組みを全校で共有し、健康教育推進体制を確立した上で竹岡健康学園のあり方を見直す。』との方向性が示されたところである。</p> <p>健康教育推進事業として、平成 22 年度は生活習慣の確立、学校における体育活動・健康教育の充実、学校と保護者・地域が一体となった体づくり等に取り組んでいる。</p> <p>今後は、教育ビジョン 2010 に基づき、区立学校における健康教育を一層進めるとともに、竹岡健康学園のあり方について検討していく予定である。</p> <p style="text-align: right;">【教育総務部教育指導課】</p>
	<p>所管部課： 教育総務部教育指導課</p>

**平成 21 年度定期監査（学校監査）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 6 意見</p> <p>6. 学校の隣接地の取得への取り組みについて 本区の学校敷地面積は、1校あたり平均で小学校が 7,424 m²、中学校が 10,357 m²（豊島区の教育 2008）となっており、23 区平均の小学校 8,911 m²、中学校 11,898 m²（平成 20 年度 東京都における小中学校施設の現状）と比べ、それぞれおよそ 1,500 m²も下回っている状況にある。</p> <p>また、都立公園など大規模な公園が少ない本区において、学校は環境面でも防災面でも貴重なオープンスペースとなっている。</p> <p>今後、学校の改築計画も順次進み、また子どもスキップの展開や地域防災活動をはじめとする地域連携の進展を考えると、校地の拡大は大きな課題である。区立小・中学校に隣接する敷地の中には低利用や未利用の土地もあり、確保することで校地が整形化するものや車両の出入が容易になるもの、さらには取得することで改築時に建築条件が大幅に改善される土地も存在している。</p> <p>現行の制度では、学校用地の取得にあたって起債の活用や償還に対する都区財政調整制度が活用でき、実質的な区の財政負担が少なくすむメリットもあることから、積極的に対応されたい。</p> <p>こうした土地の中には、過去に取得に向けて交渉し断念したものであっても、その後の社会情勢の変化や土地所有者の計画変更等も想定されることから、中長期的な視野で臨むことが重要である。取得に向けた交渉等にあたっては、教育委員会のみならず施設管理部の専門セクションとの連携、協力のもと、校地の拡張に向け積極的に対応されたい。</p>	<p>6. 学校の隣接地の取得への取り組みについて 改築予定校の土地売却の意向について登記簿謄本等で所有者を確認し、売却の意向の事前の問い合わせし交渉可能な場合には、財産運用課と連携して交渉にあたる。また、改築予定校でない学校についても、売却の情報があれば、財産運用課と連携し交渉にあたる。</p> <p style="text-align: right;">【教育総務部学校施設課】</p>
	<p>所管部課： 教育総務部学校施設課</p>

**平成 21 年度定期監査（学校監査）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第 6 意見</p> <p>7. 学校施設の整備等について</p> <p>(1) 学校プールのあり方について</p> <p>区立小・中学校には、プールが設置され、多くの学校では、一学期の 6 月中旬から二学期の 9 月初旬の期間にプール指導が行われている。また、夏季休業中は児童・生徒の生活を充実させ、体力の向上や健康の増進を図るため夏季プールが実施され、平成 20 年度実績によると小学校（23 校）で平均 11 日間、中学校（8 校）で平均 5 日間の開設日数となっている。</p> <p>本区の小・中学校は校地面積が狭く、建物の容積にも制約の多い中、プールの設置は、施設面や財政面においても大きな課題となっている。</p> <p>今後、区立小・中学校の改築計画が進行していくが、学校プールのあり方について再考する時期と考えられる。例えば、近隣複数校で 1 か所のプールを設置することや温水プール化による年間での地域開放を行うこと、さらには区立体育施設や民間プールを活用すること等、様々な視点で検討し、学校施設の有効利用を進めるよう要望する。</p> <p>(2) トイレについて</p> <p>区立小・中学校の中には、教員・来賓用の大人のトイレが設置されていない学校や男女児童・生徒用のトイレの仕切りのパーテーションが不十分なものが見受けられる。</p> <p>学校のトイレは、近年 5 K（汚い・暗い・臭い・怖い・壊れている）と嫌われ、児童・生徒が利用を回避するケースも出てきており、子どもの健康面などからも社会問題として取り上げられている。</p> <p>また、保護者の授業参観、子どもスキップや様々な地域連携の中で大人が学校を訪れる機会が増加しており、学校のトイレの利用頻度も増している。さらに、学校は災害時の救援センターでもあることから、高齢者や障害者の利用を想定した対応が求められている。阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震の際にも避難所である学校などのトイレの重要性が指摘されているところである。</p> <p>今後、区では区立小・中学校の改築計画を進めていくこととしているが、トイレ整備は改築計画による改善を待つことなく、早急な対応を実施されたい。</p>	<p>7. 学校施設の整備等について</p> <p>(1) 学校プールのあり方について</p> <p>学校プールの整備については、豊島区独自に策定した小学校施設・設備標準モデル並びに中学校施設・設備標準モデルに沿って学校の地域性や校舎利用を考慮して整備する。</p> <p>(2) トイレについて</p> <p>施設課のトイレ改修計画では、30 年経過したトイレの改修を平成 22 年度より実施しているが、30 年を待っての改修では時間がかかるため、教育委員会独自のトイレ整備方針を平成 22 年度に策定し、平成 24 年度から 8 年間程度を目途に年次計画を作成し実施する。</p> <p>基本的な整備方針は、全トイレ節水型洋式便器の整備、ドライ式床の整備、感知式の照明器具の設置、擬音装置の導入、誰でもトイレの設置、各校 1 箇所以上の温水洗浄便座トイレの導入である。</p> <p style="text-align: right;">【教育総務部学校施設課】</p>
	<p>所管部課： 教育総務部学校施設課</p>

**平成 21 年度定期監査（学校監査）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p>第6 意見</p> <p>8. 事務の適正処理について</p> <p>今回の監査対象校において、庶務・服務関係、学校配付予算の執行、支出、契約、現金等の出納保管、施設管理などの事務について、関係書類および帳票の記載、管理等について事務監査を実施した。その中で処理の適正性を欠くと思われた主な事項を下記に列挙するので、事務処理の適正化に向けた改善を図られたい。</p> <p>(I) 会計処理に関する事項</p> <p>会計処理については、多くの学校において事務処理の不備や誤謬などが認められた。会計処理は、適正な予算の管理執行を行う基本であることから、会計処理担当者においては、教育委員会の作成した「学校配付予算執行事務の手引き」に即して適正に処理されたい。</p> <p>また、保護者から徴収する教材費や移動教室費用等にかかる徴収金管理（私費会計）については、未だ、費用にかかる現金を預金せず学校内に保管をしている状況が見受けられる。</p> <p>教育委員会においては、各学校の現金管理の状況を把握し、個別的に助言・指導を行われたい。</p> <p>① 資金前渡金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金出納簿を備えていないものや記帳処理がされていないものがある。 ・現金出納簿の年月日欄の記載漏れや日付の誤記入が多く見受けられる。 ・現金出納簿において月ごとに締められていない 	<p>8. 事務の適正処理について</p> <p>(I) 会計処理に関する事項 (対応状況)</p> <p>「学校配付予算執行事務の手引き」に基づき、学校職員等に対し、日常的に指導・助言を行っている。具体的には、電話での問い合わせ時に、必ず「学校配付予算執行事務の手引き」の記載箇所を示し、その処理方法や理由を丁寧に説明し理解を得ることを心がけている。</p> <p>私費会計については、現金を学校内で保管しないよう個別に学校に呼び掛けている。ただ、平成 22 年度に「現金管理」の周知徹底を図る文書を配付することはできなかった。</p> <p>(方針)</p> <p>平成 23 年度当初から学校現場でも財務会計システムが導入され、「学校配付予算執行事務の手引き」を財務会計システムに対応した内容に改訂し、適正な処理を可能とした。</p> <p>平成 23 年度中に「学校徴収金事務取扱要綱」を制定する予定で、その中で学校現場への指摘も含め対応していく。</p> <p>① 資金前渡金 (対応状況)</p> <p>監査委員事務局職員が行う学校監査に教育委員会事務局の職員も必ず同席し、現金出納簿の年月日の記載漏れ、現金出納簿の月ごとの整理について確認することとした。</p>

ものや修正液により訂正されているものがある。

② 私費会計

- ・保護者から集金した現金を預金せずに学校内で保管している状況がある。
- ・出納簿の支出額と業者からの領収書の金額と不一致のものがある。
- ・出納簿において年月日欄の記載漏れや誤記入、下半期分についての記帳処理がされていないものがある。
- ・出納簿に校長・副校長・会計担当者名の押印がなく、点検の確認がされているかどうか不明のものがある。

③ その他

- ・予算差引簿において、年月日欄の記載漏れや日付の誤記入のものがある。
- ・郵券関係において、郵券の残枚数と受払簿に記載された枚数と不一致のものがある。

(2) 服務関係書類に関する事項

服務関係書類については区費職員を対象としたが、以下のような書類作成の不備や誤謬などが見受けられた。

これら服務関係書類は個々の職員の勤務を証するものであり、給与支給の根拠となるものである。

各学校においては、服務関係書類の日々の点検を励行するとともに、年の終了時点で再度点検を実施されたい。あわせて、教育委員会においては、各学校に対し、これらの関係書類が適正に作成できるよう、具体的な助言・指導を行われたい。

【出勤簿】

- ・出勤時限後の「年休」について、「后」の表示

② 私費会計

(対応状況)

各学校個別に現金の管理状況を確認することはできなかった。

出納簿と業者からの領収書との照合は行ってない。しかし、東京都に提出する「保護者が負担する教育費調査」において確認のため教育委員会に提出する会計簿(出納簿)で、校長・副校長・会計担当者名の押印を確認している。

③ その他

(対応状況)

監査委員事務局職員が行う学校監査に教育委員会事務局の職員も必ず同席し、予算差引簿の年月日欄の記載漏れや日付の誤記入、郵券関係の確認等を行うこととした。

(方針)

今後も監査委員事務局職員が行う学校監査に教育委員会事務局の職員も必ず同席し、資金前渡金と私費会計に関する事務の確認を行い、指摘事項に沿って指導を行い改善を求めていく。

【教育総務部教育総務課】

【教育総務部学校運営課】

(2) 服務関係書類に関する事項

出勤簿整理事務等処理要領及び勤務時間等の手引きを送付し、指摘事項について個別に助言・指導を行うとともに、服務関係書類提出時にも再点検を行った。また、庁内 LAN パソコンの課共通フォルダーに出勤簿整理事務等処理要領等を掲示し、各学校へ周知している。

【教育総務部教育総務課】

がされていないものがある。(高南小・富士見台小・池袋中・竹岡)

- ・時間単位で承認する「職免」について、かかる時間数の表示がされていないものがある。(池袋小)
- ・振替後の週休日について、「週振」の表示とともに振替前の週休日の日付の記入がされていないものがある。(仰高小・池袋小・富士見台小・さくら小・千登世橋中・竹岡)
- ・週休日の振替について、「週休」の表示を抹消せずに押印や「出」の表示がされているものがある。(文成小・富士見台小・池袋中)
- ・勤務免除について、「年休」や「職免」の表示がされているものがある。(さくら小・南長崎幼)
- ・同日に複数の休暇表示が必要な場合について、適正な表示がされていないものがある。(竹岡)

【休暇簿等】

- ・休暇簿等の申請書の記載について、修正液により訂正されているものがある。(池袋小・さくら小)
- ・休暇簿の申請手続きをせずに夏季休暇・リフレッシュ休暇・慶弔休暇を取得しているものがある。(千登世橋中)
- ・職免専念義務免除の申請について、理由欄や根拠規定欄、累計欄の記載されていないものがある。(仰高小・池袋小・高南小・さくら・小竹岡)
- ・職免専念義務免除手続きについて、年次有給休暇簿で処理されているものがある。(南長崎幼)
- ・週休日の振替等命令簿の変更手続きをせずに週休日を振り替えているものがある。(仰高小・高南小)

【超過勤務等命令簿】

- ・勤務月日の欄に、週休日の振替による「振替前月日→振替後月日」の記載がされていないものがある。(池袋小・竹岡)
- ・超過勤務命令の報告はされているが、25/100の時間外勤務命令簿が作成されていないものがある。(文成小)
- ・修正液により訂正されているものがある。(高南小)

<p>(3) 学校施設の維持管理・安全管理に関する事項</p> <p>学校における教育環境の施設維持・安全管理においては、以下のことに留意し、引き続き十分な点検の実施及び計画的に必要な改善を図られたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎から体育館への防火扉前に卓球台等が置いてあり、防火扉の機能が果たせない状況にある。(高南小) ・屋上の排水口廻りに土砂・枯葉が溜まっており、清掃が不十分な箇所が見受けられた。(高南小・千登世橋中) ・保守点検での指摘を対応せずに放置しているものがある。(仰高小：救助袋交換・誘導灯バッテリー交換・防火戸開閉障害) <p>・安全点検報告書に設備等の保守点検の指摘事項が記載されていないものがある。(仰高小・池袋小・竹岡)</p>	<p>(3) 学校施設の維持管理・安全管理に関する事項</p> <p>防火扉前にあった卓球台は防火扉の開閉時に邪魔にならない場所へ移動した。また年2回実施している消防設備保守点検でチェックしている。</p> <p>屋上の排水溝周りの清掃については、毎年5～6月に実施している学校要望調査の際に確認し、不十分な場合は、清掃を依頼している。</p> <p>消防設備については、年2回の保守点検を実施している。平成21年度から消防設備保守点検で見つかった不良箇所について、契約課で一括して修繕契約を締結している。</p> <p>保守点検後に学校が発見した不良箇所については、配付予算で対応しており、予算不足の場合は、追加配付を行っている。</p> <p>該当校に記載するように指導した。</p> <p style="text-align: right;">【教育総務部学校施設課】</p>
--	---